電子証明書の更新手続

有効期限通知書の「有効期限が到来するもの」が 電子証明書の方はこのページをご覧ください



本人が申請する場合

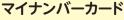
- ①右記の持ち物を持って、お住まいの市区 町村窓口へ。
- ②窓口でお持ちのマイナンバーカードに 新しい電子証明書を書き込みます。

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- ○署名用電子証明書・・・・・・・・6~16桁の英数字
- ○利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字
- ※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです
- ※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます
- ③更新手続が完了。

持ち物







有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です



顔写真は不要です

代理人に更新手続をお願いする場合

- ①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した 封筒に封入封かんの上、代理人に渡す
 - ※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証 番号を記入してください。
 - ※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による 再度来庁が必要となります。
- ②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの 市区町村窓口へ。
- ③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます。
- ④更新手続が完了。

持ち物



申請者本人の マイナンバーカード



代理人の本人確認書類

マイナンバーカードや 運転免許証等 (顔写真付きのもの)



照会書兼回答書 を封入封かんした封筒



有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です

注意事項……

- ・電子証明書は、市区町村の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・電子証明書の有効期限が過ぎた場合でも、マイナンバーカードの有効期限内は引き続き身分証明書として利用できます。
- ・電子証明書は有効期限を過ぎた後でも無料で再発行することができます。
- ・サービスによっては、更新当日は利用できないものがあります。